

第6節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、県は、市町村と協力して発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講じます。

また、県及び市町村において、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実させます。

(1) こども女性相談センター（児童相談所）の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となるこども女性相談センターにおいて、ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするために職員の適切な配置に努めるとともに、法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、個別対応できる居室の確保等の環境整備等機能及び体制の充実を図ります。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

こども女性相談センターは、市町村（児童福祉部門・母子保健部門）をはじめ、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関その他の関係機関との連携を強化し、対応が困難なケースについては主体的に関与することを前提として、適切な役割分担を図ります。

県は、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の機能強化、効果的運営を図るため、要対協関係者向けのセミナーの実施や要対協におけるこども女性相談センターの積極的な助言等の支援を行います。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

県は、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制を整備し、悩みに応じて支援制度の情報提供を行い適切な専門機関に繋げるなど、切れ目のない支援を行います。

県は、医療機関（産科、小児科、歯科、精神科等）等と市町村との連携及び情報共有に必要な環境を整備し、市町村が養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、子育て支援サービス等につなげるための取組を支援します。

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

県は、児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を

行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援します。

2 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の潜在的な需要にも対応するため、できる限り家庭的な環境で愛情を持った養育が行われることを目指し、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

(1) 家庭的養護の推進

① 里親委託等の推進

県は、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設促進、里親支援の充実等により里親委託等を推進します。

里親登録については、市町村や里親支援機関と連携して、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう努め、市町村単位で複数確保できるよう推進します。

② 施設の小規模化及び地域分散化の推進

県は、平成27年度から平成41年度までの児童養護施設等の本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して、「徳島県児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護推進計画（仮称）」を策定し、地域の実情に即した取組みを推進します。

(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等を図るため、専門的な知識や技術を有する者によるケアの充実及び人材の確保・育成を推進します。

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、近隣府県の情緒障害児短期治療施設への措置をとり、心理治療等の支援を行うとともに、県内における施設設置について推進するよう努めます。

不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもに、社会的自立に向けた適切な支援が行えるよう、児童自立支援施設職員の専門性の向上に努めます。

DV被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には、母子生活支援施設における専門的な支援を行います。

(3) 自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立

していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等、自立生活に必要な力を養うための支援体制を整備します。

自立生活能力がないまま施設退所することとならないよう、18歳以降の措置延長を積極的に活用するとともに、県内における自立援助ホームの開設について推進するよう努めます。

(4) 家族支援及び地域支援の充実

児童養護施設等のソーシャルワーク機能強化や児童家庭支援センターの設置を推進し、家庭支援及び地域支援の充実を図ります。

里親支援専門相談員の配置を推進し、地域の里親等への支援を行います。

母子生活支援施設については、福祉事務所、こども女性相談センター等関係機関と連携して積極的な活用が行えるよう、支援機能の充実や広域利用の推進を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

社会的養護施設等におけるケアの質の向上を図るため、指導監査、里親家庭訪問等の機会を捉えて、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組みの推進及び第三者評価の受審を求めます。

被措置児童等虐待について、入所児童や関係機関等に対する周知等その予防への取組みを行うとともに、通告等があった場合の対応や、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関して、適切に対応できる体制を整備します。

3 ひとり親家庭の自立支援の充実

徳島県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、相談支援体制の充実、就労・自立支援の充実、子どもへの支援の推進、子育て・生活支援の充実、経済的支援の充実などの総合的なひとり親家庭対策に取り組むことにより、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら自立し、子どもが将来に希望を持って健やかに成長できる環境を整えます。

(1) 相談支援体制の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

(2) 就労・自立支援の充実

ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活を送

ることができるよう、関係機関との連携により、職業能力向上のための訓練受講につなげるなど個々の実情に応じたきめ細かで効果的な就業の支援を行います。

(3) 子どもへの支援の推進

ひとり親家庭の子どもの個々の状況に応じ、関係機関と連携した就労支援を行います。

親の離婚等で精神的に不安定になっている子どもの家庭に、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの悩みを聞いたり、簡単な生活指導や学習指導を行うなどの支援を行い、児童の健全育成を図ります。

(4) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭が生活の場を確保し、安心して子育てを行い、就業や就業に向けた職業訓練の実施が可能になるように、保育所における利用機会の確保や多様な子育てサービスの提供を市町村と連携して実施します。

ひとり親家庭の親が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。

(5) 経済的支援の充実

児童扶養手当、児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸付けを行うなど経済的支援に取り組みます。

ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、養育費の取り決めや取得促進に関する情報提供・啓発を行います。

4 障がい児施策の充実

障がい児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、県が専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障がいに応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組みを進めます。

(1) 地域生活の支援

障がい児やその家族が地域で安心して日常生活をおくることができるよう、日常生活における基本動作訓練の指導や集団生活への適応訓練などの事業等に対する支援を推進します。

また、障がい児を抱える家族の生活安定のため、特別児童扶養手当などの周知や援助を行います。

(2) 市町村に対する支援

障がい児に対する各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、こども女性相談センターや発達障がい者総合支援センター、保健所等の専門機関との連携を図りながら、市町村に対して広域的・専門的な支援を行います。

(3) 教育支援体制の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、多様な学びの場の充実を進め、特別支援学校のセンター的機能を活かして保護者、教職員等への相談支援体制の充実を図るとともに、市町村における地域の支援体制構築の支援を行います。

(4) 教員の専門性の向上

障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な指導や必要な支援ができるよう専門性向上のための研修の実施や、教育職員免許法認定講習の積極的な受講を推奨します。

(5) 発達障がい児に対する早期支援体制の充実

発達障がい者総合支援センターにおいて、相談、指導、助言など総合的な支援を行うとともに、関係機関の職員等に対する研修会等を開催し、発達障がいに関する理解の促進と支援に従事する人材の育成に努めます。また、県西部に新たな拠点を整備し、県下全域におけるきめ細やかな支援を推進します。

(6) 障がい児保育の充実

保育を必要とする障がい児について、保育所や放課後児童クラブ等における受入れを促進するとともに、保育士や放課後児童支援員等に対する実践的な研修を推進するなど、障がい児保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所などの支援機関が相互に連携し、包括的な支援ができる体制整備を推進します。

第7節 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように するために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を得るための広報・啓発

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするために、企業訪問や広報誌での意識改革の推進を図ります。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした周知啓発を図ります。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働環境の推進

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進、多様就業型ワークシェアリングの実施、テレワークの導入、職場優先の意識の是正など、管理職を含め、労働者すべてを対象として情報提供を行います。

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。

平日（夜間）及び土・日曜日に労働相談を受けられる体制を整備し、平日（昼間）での相談体制では利用することが困難な労働者に対する支援を行います。

ICTを活用した多様な働き方によるワークライフバランスの実現を図るため、県庁版サテライトオフィスや育休復帰後職員等を対象とした在宅勤務の実証実験など、県が率先して徳島ならではのテレワークを推進します。

(3) はぐくみ支援企業の認証・表彰制度及び周知

企業における仕事と家庭の両立支援のための自主的な取り組みを促進するため、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証・表彰します。

法律や制度についての理解を深めるため、仕事と家庭の両立支援に関する講演会の開催をはじめとした、周知啓発を図ります。

(4) 一般事業主行動計画の策定の推進

国、関係団体等と連携を図りながら、一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して要請や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進します。

(5) 企業へのアドバイザー等の派遣

働きやすい職場づくりに取り組もうとする中小企業等にアドバイザーを派遣し、個々の企業にあった改善策等を提案、助言することにより、労働者のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を促進します。

(6) 両立支援のための体制整備の促進

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進し、妊娠中及び出産後における配慮、育児休業制度、短時間勤務制度等の実施、出生時における父親の休暇の取得、子どもの看護のための休暇の取得等を促進します。

(7) イクメンの促進とイクボスの養成

男性の仕事と育児の両立を支援するため、模範となる企業を表彰します。

また、仕事と家庭の両立支援を積極的に勧めるため、経営者や管理職に対する研修会を開催し、子育てしやすい職場づくりを推進します。

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 保育サービス等の充実

仕事等の社会活動と家庭生活の両立を支援するため、利用者の視点に立ち、就労形態等に応じた多様な保育ニーズに柔軟に対応できる、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。

(2) ファミリー・サポート・サービスの推進

子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・サービスによる子育ての相互援助活動の取組みを進めます。

(3) 事業所内保育施設等の推進

病院に従事する職員等のために保育施設を運営する事業について助成することにより、医療の現場等における仕事と子育ての両立を支援します。

職場における次世代育成支援のための制度の創設・充実や、働きやすい職場環境づくりを進めようとする事業所に対し、設置等に係る課題解決を支援するため、アドバイザーを派遣するとともに、施設整備のための資金を低利で貸付けることにより、企業における次世代育成対策の取組みを促進します。

第5章 広域調整及び教育・保育情報の公表

第1節 広域調整

1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 広域調整の基本的考え方

市町村計画の策定に当たり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要となった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を図ります。

県は、関係市町村間の調整が整わない場合に、必要に応じて広域調整（市町村間における調整）の役割を担います。

また、県境で広域調整が必要となる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する県との間で調整を行います。

(2) 広域調整の手続き等

自市町村内の住民の利用分として、他市町村における教育・保育施設の利用を希望する場合に、当該市町村から希望先施設が所在する市町村に対して協議の申し出を行います。

関係市町村間での協議が整った場合は、双方の市町村計画における提供体制の確保方策の欄にその内容を記載します。

自市町村内の施設について広域利用を認める市町村は、広域調整分（相手方他市町村の住民の利用）を含めて整備計画を行うとともに、相手方市町村の利用枠を担保します。

一方、関係市町村間での協議が整わなかった場合は、県が関係市町村からの要請を受け、広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行います。

2 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、法第31条第3項及び第32条第3項の規定により、あらかじめ、県に協議を行う必要があります。

県は、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に対し通知します。

第2節 教育・保育情報の公表

1 教育・保育情報の公表の実施方法等

教育・保育施設又は地域型保育事業者から報告を受けた教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報を、県のホームページ等を通じて公表することにより、子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育施設又は地域型保育事業を利用する機会を確保します。

別表1 保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期

平成27年度

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,247	2,180	533	5,960
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,236	1,792	477	5,505
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,236	1,792	477	5,505
差引 ②-①		▲ 11	▲ 388	▲ 56	▲ 455	
鳴門地区	量の見込み ①		372	476	199	1,047
	確保の 内 容	教育・保育施設	385	480	155	1,020
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	385	480	155	1,020
差引 ②-①		13	4	▲ 44	▲ 27	
小松島地区	量の見込み ①		554	366	34	954
	確保の 内 容	教育・保育施設	550	350	60	960
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	550	350	60	960
差引 ②-①		▲ 4	▲ 16	26	6	
阿南地区	量の見込み ①		1,209	685	221	2,115
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,330	710	240	2,280
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,350	715	240	2,305
差引 ②-①		141	30	19	190	
吉野川地区	量の見込み ①		380	281	68	729
	確保の 内 容	教育・保育施設	401	325	79	805
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	401	325	79	805
差引 ②-①		21	44	11	76	
阿波地区	量の見込み ①		355	356	69	780
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
差引 ②-①		15	44	16	75	
美馬地区	量の見込み ①		320	239	35	594
	確保の 内 容	教育・保育施設	276	232	39	547
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	276	232	39	547
差引 ②-①		▲ 44	▲ 7	4	▲ 47	
三好地区	量の見込み ①		298	167	62	527
	確保の 内 容	教育・保育施設	319	200	72	591
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	319	200	72	591
差引 ②-①		21	33	10	64	

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定 (保育)	3号認定		合 計	
			1・2歳児	0歳児		
勝浦地区	量の見込み ①	65	34	5	104	
	確保の 内 容	教育・保育施設	77	34	8	119
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	77	34	8	119
差引 ②-①	12	0	3	15		
上勝地区	量の見込み ①	13	6	2	21	
	確保の 内 容	教育・保育施設	17	11	4	32
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	17	11	4	32
差引 ②-①	4	5	2	11		
佐那河内地区	量の見込み ①	33	16	3	52	
	確保の 内 容	教育・保育施設	33	16	3	52
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	33	16	3	52
差引 ②-①	0	0	0	0		
石井地区	量の見込み ①	195	213	53	461	
	確保の 内 容	教育・保育施設	195	213	53	461
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	195	213	53	461
差引 ②-①	0	0	0	0		
神山地区	量の見込み ①	50	25	7	82	
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	30	7	88
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	30	7	88
差引 ②-①	1	5	0	6		
那賀地区	量の見込み ①	57	53	22	132	
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	79	31	193
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	0	0	5
		計 ②	88	79	31	198
差引 ②-①	31	26	9	66		
牟岐地区	量の見込み ①	25	10	3	38	
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
差引 ②-①	50	24	3	77		
美波地区	量の見込み ①	45	45	13	103	
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	55	17	155
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	83	55	17	155
差引 ②-①	38	10	4	52		

(単位：人)

区域名	区 分	2号認定 (保育)	3号認定		合 計	
			1・2歳児	0歳児		
海陽地区	量の見込み ①	87	39	28	154	
	確保の 内 容	教育・保育施設	100	100	40	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	100	100	40	240
差引 ②-①	13	61	12	86		
松茂地区	量の見込み ①	97	143	40	280	
	確保の 内 容	教育・保育施設	97	143	35	275
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	97	143	35	275
差引 ②-①	0	0	▲5	▲5		
北島地区	量の見込み ①	273	245	66	584	
	確保の 内 容	教育・保育施設	266	217	52	535
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	266	217	52	535
差引 ②-①	▲7	▲28	▲14	▲49		
藍住地区	量の見込み ①	161	300	64	525	
	確保の 内 容	教育・保育施設	161	283	66	510
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	161	283	66	510
差引 ②-①	0	▲17	2	▲15		
板野地区	量の見込み ①	76	69	25	170	
	確保の 内 容	教育・保育施設	91	90	27	208
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	91	90	27	208
差引 ②-①	15	21	2	38		
上板地区	量の見込み ①	63	75	18	156	
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
差引 ②-①	57	21	6	84		
つるぎ地区	量の見込み ①	55	51	26	132	
	確保の 内 容	教育・保育施設	55	59	26	140
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	55	59	26	140
差引 ②-①	0	8	0	8		
東みよし地区	量の見込み ①	268	176	40	484	
	確保の 内 容	教育・保育施設	234	160	40	434
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	234	160	40	434
差引 ②-①	▲34	▲16	0	▲50		
合 計	量の見込み ①	8,298	6,250	1,636	16,184	
	確保の 内 容	教育・保育施設	8,605	6,109	1,646	16,360
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	8,630	6,114	1,646	16,390
差引 ②-①	332	▲136	10	206		

平成28年度

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
徳島地区	量の見込み ①		3,159	2,215	527	5,901
	確保の 内 容	教育・保育施設	3,617	2,031	527	6,175
		地域型保育事業	0	72	12	84
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	3,617	2,103	539	6,259
差引 ②-①		458	▲ 112	12	358	
鳴門地区	量の見込み ①		382	452	197	1,031
	確保の 内 容	教育・保育施設	385	455	200	1,040
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	385	455	200	1,040
差引 ②-①		3	3	3	9	
小松島地区	量の見込み ①		539	353	33	925
	確保の 内 容	教育・保育施設	550	350	60	960
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	550	350	60	960
差引 ②-①		11	▲ 3	27	35	
阿南地区	量の見込み ①		1,213	678	224	2,115
	確保の 内 容	教育・保育施設	1,350	710	240	2,300
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	20	5	0	25
		計 ②	1,370	715	240	2,325
差引 ②-①		157	37	16	210	
吉野川地区	量の見込み ①		376	277	67	720
	確保の 内 容	教育・保育施設	376	305	79	760
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	376	305	79	760
差引 ②-①		0	28	12	40	
阿波地区	量の見込み ①		354	354	68	776
	確保の 内 容	教育・保育施設	370	400	85	855
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	370	400	85	855
差引 ②-①		16	46	17	79	
美馬地区	量の見込み ①		318	235	34	587
	確保の 内 容	教育・保育施設	329	232	36	597
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	329	232	36	597
差引 ②-①		11	▲ 3	2	10	
三好地区	量の見込み ①		294	164	61	519
	確保の 内 容	教育・保育施設	317	198	72	587
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	317	198	72	587
差引 ②-①		23	34	11	68	

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
勝浦地区	量の見込み ①		65	34	5	104
	確保の 内 容	教育・保育施設	77	34	8	119
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	77	34	8	119
差引 ②-①		12	0	3	15	
上勝地区	量の見込み ①		11	5	2	18
	確保の 内 容	教育・保育施設	13	11	4	28
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	13	11	4	28
差引 ②-①		2	6	2	10	
佐那河内地区	量の見込み ①		32	17	3	52
	確保の 内 容	教育・保育施設	32	17	3	52
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	32	17	3	52
差引 ②-①		0	0	0	0	
石井地区	量の見込み ①		182	200	43	425
	確保の 内 容	教育・保育施設	182	200	43	425
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	182	200	43	425
差引 ②-①		0	0	0	0	
神山地区	量の見込み ①		50	22	7	79
	確保の 内 容	教育・保育施設	51	30	7	88
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	51	30	7	88
差引 ②-①		1	8	0	9	
那賀地区	量の見込み ①		56	52	21	129
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	79	31	193
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	0	0	5
		計 ②	88	79	31	198
差引 ②-①		32	27	10	69	
牟岐地区	量の見込み ①		23	9	3	35
	確保の 内 容	教育・保育施設	75	34	6	115
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	75	34	6	115
差引 ②-①		52	25	3	80	
美波地区	量の見込み ①		41	45	13	99
	確保の 内 容	教育・保育施設	83	55	17	155
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	83	55	17	155
差引 ②-①		42	10	4	56	

(単位：人)

区域名	区 分		2号認定 (保育)	3号認定		合 計
				1・2歳児	0歳児	
海陽地区	量の見込み ①		79	30	26	135
	確保の 内 容	教育・保育施設	100	100	40	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	100	100	40	240
差引 ②-①		21	70	14	105	
松茂地区	量の見込み ①		90	145	40	275
	確保の 内 容	教育・保育施設	97	143	35	275
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	97	143	35	275
差引 ②-①		7	▲2	▲5	0	
北島地区	量の見込み ①		288	242	66	596
	確保の 内 容	教育・保育施設	266	217	52	535
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	266	217	52	535
差引 ②-①		▲22	▲25	▲14	▲61	
藍住地区	量の見込み ①		160	299	65	524
	確保の 内 容	教育・保育施設	160	292	66	518
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	160	292	66	518
差引 ②-①		0	▲7	1	▲6	
板野地区	量の見込み ①		72	71	25	168
	確保の 内 容	教育・保育施設	91	89	27	207
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	91	89	27	207
差引 ②-①		19	18	2	39	
上板地区	量の見込み ①		60	74	18	152
	確保の 内 容	教育・保育施設	120	96	24	240
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	120	96	24	240
差引 ②-①		60	22	6	88	
つるぎ地区	量の見込み ①		48	52	26	126
	確保の 内 容	教育・保育施設	55	59	26	140
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	55	59	26	140
差引 ②-①		7	7	0	14	
東みよし地区	量の見込み ①		274	180	39	493
	確保の 内 容	教育・保育施設	242	160	40	442
		地域型保育事業	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0
		計 ②	242	160	40	442
差引 ②-①		▲32	▲20	1	▲51	
合 計	量の見込み ①		8,166	6,205	1,613	15,984
	確保の 内 容	教育・保育施設	9,021	6,297	1,728	17,046
		地域型保育事業	0	72	12	84
		認可外保育施設	25	5	0	30
		計 ②	9,046	6,374	1,740	17,160
差引 ②-①		880	169	127	1,176	